

千葉県保健医療計画中間見直し（案）

第1章 計画中間見直しの趣旨等

1 中間見直しの趣旨

医療法第30条の6第1項では、居宅等における医療の確保に関する事項について、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要のあると認めるときは、医療計画を変更するものとされています。

また、千葉県保健医療計画（平成30年4月第7次改定、令和2年4月一部改定。以下同じ。）では、「千葉、東葛南部及び東葛北部の各保健医療圏における基準病床数については、」「中間見直し年度（平成32年度）において基準病床数の見直しについて検討を行う」としているため、基準病床数の一部を見直すほか、目標時点の到来する指標・目標値について指標等の見直しを行います。

2 中間見直しのプロセス

この計画は、次の関係者の意見を聴いて策定しています。

ア 千葉県医師会、千葉県歯科医師会及び千葉県薬剤師会（医療法第30条の4第16項）

イ 千葉県医療審議会、市町村（救急業務を処理する一部事務組合を含む。）及び千葉県保険者協議会（医療法第30条の4第17項）

ウ 千葉県在宅医療推進連絡協議会（「居宅等における医療の確保に関する事項」について）

エ 県民（ちばづくり県民コメント制度（パブリックコメント））

オ 地域保健医療連携・地域医療構想調整会議（各二次保健医療圏の実情を把握し、計画に反映させるため）

3 計画の期間

今回の中間見直しにより定める事項については、令和4年1月から令和5年度末までを計画の期間とします。

4 計画の推進体制と評価

(1) 推進体制

本計画の着実な推進のため、医療審議会（地域保健医療部会等）、地域保健医療連携・地域医療構想調整会議において、関係者が互いに情報を共有し、円滑な連携が推進されるような体制を構築します。

(2) 推進状況の把握、評価及び見直し

具体的な数値目標の設定と評価を行い、指標の数値の推移や施策の進捗状況を踏まえて、必要に応じて計画の内容や施策を見直します。

第2章 基準病床数の見直し

「千葉県保健医療計画 第1編 第3章 第3節 2 基準病床数 (1) 二次保健医療圏における療養病床及び一般病床数 (64 ページから 65 ページ)」を以下のとおり修正するとともに、「参考 基準病床数の算定方法 (2) 特例による加算 (医療法施行令第5条の2 第2項)」(475 ページから 476 ページ) は、削除します。

第3節

2 基準病床数

(1) 二次保健医療圏における療養病床及び一般病床数

二次保健医療圏における療養病床及び一般病床の基準病床数を医療法施行規則第30条の30第1項に規定する算定方法(以下、算定基準という。)等により、次表のとおり定めます。

ただし、今後、千葉、東葛南部及び東葛北部の各保健医療圏では、高齢者人口の増加により入院需要が大きく伸びることが見込まれ、令和7年における病床数の必要量(必要病床数)は、既存病床数を大きく上回っています。このため、今後の入院需要の増加に適切に対応していくとともに、令和7年までの地域医療構想の実現に向け、追加的な病床整備を図ることとし、これらの保健医療圏における基準病床数については、厚生労働大臣へ協議を行い、その同意を得られた数を基準病床数としています。(医療法施行令第5条の2第2項)

ア 算定の考え方

令和7年の地域医療構想の実現に向け、早期の病床整備着手により確実な病床確保を期するため、令和7年までの必要病床数の確保を目指します。

イ 基準病床数の算定

基準病床数＝必要病床数－職域等の病床数^{注1}

注1：病床の開設許可において比較する既存病床数は、医療法施行規則第30条の33及び「千葉県病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例」において補正しており、放射線治療病室の病床や医療型障害児入所施設等の特例の用途に使用する病床が除外されており基準病床数についても同様です。一方、必要病床数の算定においては、このような病床に関する医療需要を除外していないため、特例による基準病床数については、職域等の病床数を必要病床数から除き算定します。

図表 1-3-3-2-1 療養病床及び一般病床に係る基準病床数等

保健医療圏	基準病床数（床） A	既存病床数（床） ^{注2} B	差し引き（床） B－A
千葉	8,097	7,915	▲182
東葛南部	13,010	11,733	▲1,277
東葛北部	11,619	10,576	▲1,043
印旛	4,342	6,270	1,928
香取海匝	2,284	2,808	524
山武長生夷隅	2,717	3,306	589
安房	1,694	2,081	387
君津	2,479	2,543	64
市原	2,007	2,128	121
計	48,249	49,360	1,111

注2：既存病床数は、令和3年10月1日現在の開設許可病床数に、放射線治療病室等の病床について、「千葉県病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例」第3条の規定等により所要の補正を行った上で、配分済みの病床数を加えたものです。

また、有床診療所の療養病床及び一般病床については、医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号に該当する場合、千葉県医療審議会の意見を聴いて、知事が必要と認める場合は、届出により病床を設置することができます。

第3章 在宅医療の推進

「千葉県保健医療計画 第2編 第1章 第3節 在宅医療の推進（222 ページから 232 ページ）」については、以下のとおりとします。

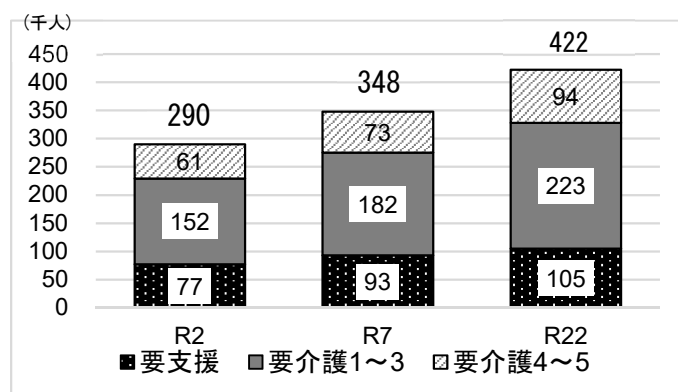
(7) 施策の現状・課題

a 在宅医療の対象者の状況

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後、本県の総人口は緩やかな減少を続け、令和7年には611万8千人に減少する一方、65歳以上の人口は179万1千人に達すると見込まれています。特に、75歳以上の人口の増加は顕著で、全ての「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年には平成27年の約1.5倍の107万2千人になることが見込まれています。

また、本県における要介護等認定者数は、令和2年度の29万人から令和22年度には42万2千人に急増すると見込まれており、このうち、要介護4及び5のいわゆる重度者は、令和2年度の6万1千人から令和22年度には9万4千人を超える見込みとなっています。

図表 2-1-3-1 要介護等認定者数の推計

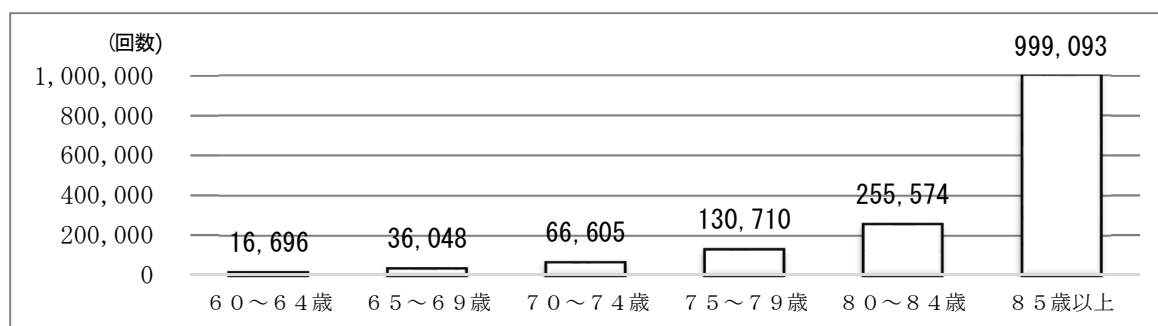


資料：千葉県高齢者保健福祉計画

訪問診療*の需要を年齢別にみると、高齢になるにつれて急増しています。

また、在宅人工呼吸指導管理料を算定している患者数は、年々増加しており、特に、医療技術の進歩等を背景として、退院後も人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを受けながら日常生活を営む小児や若年層の患者が増加しています。

図表 2-1-3-2 全国の年齢別訪問診療回数



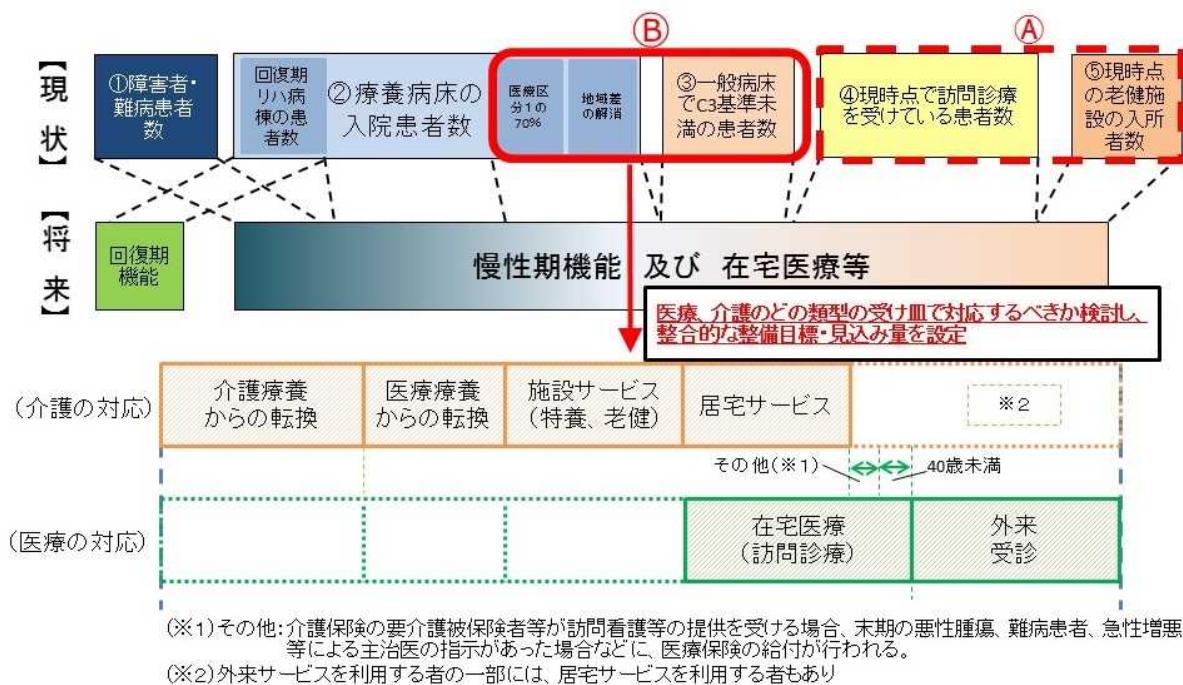
資料：令和元年 社会医療診療行為別統計（厚生労働省・令和元年6月審査分）

疾病構造の変化や高齢化の進展、医療技術の進歩、QOL向上を重視した医療への期待の高まりなどにより、在宅医療のニーズは増加し、多様化しています。

また、地域医療構想においては、現状の療養病床の患者の一部を、将来的には在宅医療や介護老人保健施設*、特別養護老人ホーム等が担っていくこととされています。病床機能の分化・連携が進んだ先に、在宅医療等の利用見込者数は令和7年に1日当たり7万8千人になると見込まれており、そのうち訪問診療のニーズは、平成25年度の1.8倍以上になると推計されています。

図表 2-1-3-3 地域医療構想策定における在宅医療等の新たなサービス必要量のイメージ

在宅医療等＝居宅、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、その他医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であって、現在の病院・診療所以外の場所において提供される医療



資料：H29.3.8 第10回医療計画の見直し等に関する検討会資料（一部改変）

現在の在宅医療患者（A）に加えて、病院の入院患者のうち比較的病状が安定している療養病床の入院患者と一般病床の入院患者（B）について、在宅医療等又は外来診療で対応することとなる。

※図はイメージであり在宅医療等の需要増には高齢化に伴う需要増が含まれることになる。

1 b 県民の希望と意識

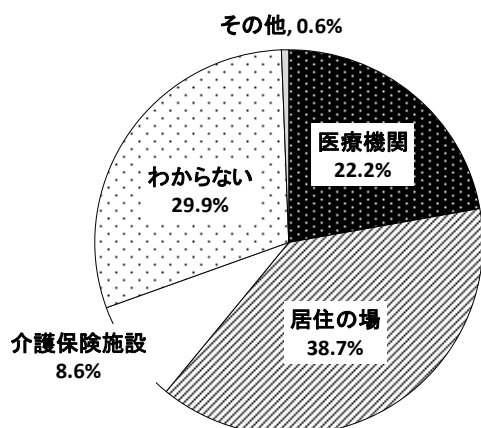
2 県が実施した「令和2年度在宅医療実態調査」によれば、病気で長期にわたる治
 3 療（療養）が必要になった場合に、「入院医療」を希望すると回答した方は、
 4 44.3%、「在宅医療」を希望すると回答した方は32.4%、「わからない」と回答
 5 した方は23.3%でした。

6 自分が最期を迎えたい場所として、「医療機関」が22.2%、「居住の場（自宅や
 7 サービス付き高齢者向け住宅など）」が38.7%、「介護保険施設（特別養護老人ホ
 8 ームなど）」が8.6%、「わからない」が29.9%でした。一方で、72.3%の県民
 9 が病院で最期を迎えている現実があります。

10 医療機関で最期を迎えたい理由としては「常に医師や看護師が対応してくれる安
 11 心感があるため」「医療機関以外で最期を迎えるイメージができないため」が相当
 12 程度あり、在宅での医療・介護の条件が整うならば、居住の場での療養を希望する
 13 県民が多数いるものと推測されます。

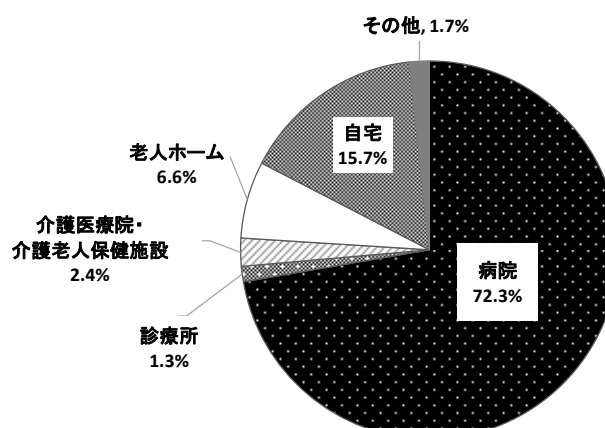
図表 2-1-3-4 最期を迎える場所に関する県民の意識と実態

○ 最期を迎える場所（希望）



資料：令和2年度在宅医療実態調査（千葉県）

○ 最期を迎える場所（現実）



資料：令和元年度人口動態調査（厚生労働省）

○ 居住の場で最期を迎えたい理由

住み慣れた自宅で最期を迎えたい	72.4%
気をつかわずに自由でいられる	47.5%
常に家族がそばにいて安心感がある	41.3%
点滴や酸素吸入や尿管など管だらけになるのは辛い	17.5%

○ 医療機関で最期を迎えたい理由

常に医師や看護師が対応してくれる安心感がある	67.7%
急変時に対応できる設備がある	45.6%
症状の緩和のための医療が受けられる	42.2%
医療機関以外で最期を迎えるイメージができない	23.7%
息を引き取る直前まで治る希望が持続けられる	11.4%

資料：令和2年度在宅医療実態調査（千葉県・複数回答可）

c 退院支援

入院中の患者が、安心、納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるようにしていくためには、入院初期から退院後の生活を見据えた退院支援が重要であり、診療報酬においても、介護支援専門員*（ケアマネジャー*）との連携など退院支援を積極的に行う医療機関の取組が評価されています。

令和元年度病床機能報告*によれば、地域医療連携室等の退院調整部門を設置している病院は、報告のあった 245 病院中 168 病院でした。

また、施設間の連携を推進した上で、入院早期から退院困難な要因を有する患者を抽出し、入退院支援を実施している有床診療所・病院は 144 箇所（令和元年）であり、全ての医療機関で十分な支援が行われているとは言えない状況です。

入院患者の退院支援を進めるためには、病院と受入れ側の医療・介護事業者間において、多職種が連携しながら、患者の状況に応じて、必要な在宅医療や介護サービスの内容や提供方針の検討、共有ができる体制の構築が求められています。

d 日常の療養支援

（訪問診療等の医療資源）

県内で訪問診療を行う病院は 93 箇所（平成 29 年）、実施件数（1 か月間）は 6,523 件で、平成 23 年の 3,733 件に比べて増加しています。

また、訪問診療を行う診療所は 476 箇所（平成 29 年）、実施件数（1 か月間）は 45,882 件と、平成 23 年の 21,633 件から増加しています。これらの内訳は、在宅療養支援診療所*262 箇所、41,873 件、在宅療養支援診療所以外の診療所 214 箇所、4,009 件となっています。

図表 2-1-3-5 訪問診療実施医療機関数・件数

	平成 23 年	平成 26 年	平成 29 年
訪問診療実施診療所数	449	491	476
訪問診療実施病院数	99	101	93
訪問診療実施件数 (1 か月間)	合計： 25,366 (内訳) 一般診療所： 21,633 病院： 3,733	合計： 42,892 (内訳) 一般診療所： 37,652 病院： 5,240	合計： 52,405 (内訳) 一般診療所： 45,882 病院： 6,523

資料：医療施設調査（厚生労働省）

訪問歯科診療*の実施状況について、居宅への訪問の場合は、実施診療所は 348 箇所（平成 29 年）、実施件数（1 か月間）は 5,893 件であり、施設への訪問の場合は、実施診療所は 303 箇所（平成 29 年）、実施件数（1 か月間）は 22,076 件でした。平成 23 年の居宅 341 箇所・3,402 件、施設 227 箇所・8,459 件から増加しています。

また、訪問口腔衛生指導を実施している診療所・病院数は 172 箇所(平成 29 年)であり、平成 23 年の 127 箇所から増加しています。

図表 2-1-3-6 歯科診療所訪問診療実施機関数・件数

	平成 23 年	平成 26 年	平成 29 年
訪問診療実施診療所(居宅)	341	342	348
訪問診療実施診療所(施設)	227	286	303
訪問診療実施件数(居宅)	3,402	5,171	5,893
訪問診療実施件数(施設)	8,459	16,800	22,076

資料：医療施設調査(厚生労働省)

図表 2-1-3-7 訪問口腔衛生指導実施機関数

	平成 23 年	平成 26 年	平成 29 年
訪問口腔衛生指導実施機関数	127	162	172

資料：医療施設調査(厚生労働省)

在宅患者訪問薬剤管理指導料届出薬局*数は、2,031 箇所(令和 3 年 4 月)でした。平成 24 年 9 月の 1,348 箇所から増加しています。

図表 2-1-3-8 在宅患者訪問薬剤管理指導料届出薬局

	平成 24 年	平成 29 年	令和 3 年
在宅患者訪問薬剤管理指導料届出薬局	1,348 箇所	1,749 箇所	2,031 箇所

資料：関東信越厚生局届出

訪問看護ステーション*数は 388 箇所(令和元年 10 月)、利用者数は 27,781 人(令和元年 9 月)であり、平成 24 年 10 月の 219 箇所、平成 24 年 9 月の 11,828 人から増加しています。県内の訪問看護ステーションは、看護職員数(常勤換算)5 人未満の小規模なステーションが全体の半数を占めています。こうした施設も訪問看護サービス提供のため、重要な役割を果たしていますが、規模を拡大するなどの機能強化を図ることで、より安定的な訪問看護サービスの提供体制を整備することが求められています。在宅医療を支える訪問看護は、病院や診療所からも実施されています。退院後も継続的に医療を受けながら日常生活を営むことができるよう、病院や診療所からの訪問看護と地域の訪問看護ステーションとの連携が重要です。

図表 2-1-3-9 訪問看護ステーション数・利用者数

	平成 24 年	平成 28 年	令和元年
訪問看護ステーション数	219 箇所	308 箇所	388 箇所
訪問看護ステーション利用者数	11,828 人	18,370 人	27,781 人

資料：介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省)

図表 2-1-3-10 訪問看護ステーションの規模

看護職員数(人)	2.5～3 未満	3～5 未満	5～7.5 未満	7.5～10 未満	10～15 未満	15～20 未満	20 以上
割合	12.2%	41.4%	33.5%	8.7%	2.3%	0.8%	1.1%

資料：令和 2 年度在宅医療実態調査（千葉県）

訪問リハビリテーションの介護給付費請求事業所数は、平成 25 年 4 月審査分の 108 箇所から令和 2 年 4 月審査分は 145 箇所に増加しています。リハビリテーションは、患者の症状に応じて必要な時期に提供されることが重要であり、医療的ケアを要する人へのリハビリテーションや摂食嚥下障害*のリハビリテーションなども含め、通院、通所が困難になった場合に居宅で実施する訪問リハビリテーションの重要性が増すと考えられます。

図表 2-1-3-11 訪問リハビリテーション請求事業所数

4 月審査分	平成 25 年	平成 29 年	令和 2 年
訪問リハビリテーション請求事業所数	108 箇所	133 箇所	145 箇所

資料：介護給付費等実態調査（厚生労働省）

平成 24 年 9 月と令和 3 年 4 月時点を比較すると、在宅医療の中心的な役割を担う在宅療養支援診療所は、302 箇所から 384 箇所、在宅療養支援病院*は 23 箇所から 46 箇所、在宅療養支援歯科診療所*は 113 箇所から 299 箇所、在宅患者訪問薬剤管理指導料届出薬局は 1,348 箇所から 2,031 箇所、機能強化型訪問看護ステーション*は平成 27 年の 14 箇所から 29 箇所へと増加しています。

図表 2-1-3-12 在宅療養支援診療所・病院等の数

	平成 24 年	平成 29 年	令和 3 年
在宅療養支援診療所	302 箇所	343 箇所	384 箇所
在宅療養支援病院	23 箇所	33 箇所	46 箇所
在宅療養支援歯科診療所	113 箇所	329 箇所	299 箇所 ※R2.4 施設基準変更
在宅患者訪問薬剤管理指導料届出薬局	1,348 箇所	1,749 箇所	2,031 箇所
機能強化型訪問看護ステーション ※平成 26 年創設	14 箇所 (平成 27 年)	16 箇所	29 箇所

資料：関東信越厚生局届出

県内の在宅医療資源は、おおむね増加しているものの、全国平均と比較すると、人口 10 万人当たりの在宅療養支援診療所数・病院数は 6.6 箇所（平成 31 年 3 月時点：全国平均 12.5）、在宅療養支援歯科診療所数は 4.8 箇所（令和 3 年 5 月時点：全国平均 6.7）、在宅患者訪問薬剤管理指導料届出薬局は 31.6 箇所（令和 2 年 11 月時点：全国平均 41.4）、訪問看護ステーション数は 6.2 箇所（令和元年 10 月時点：全国平均 9.2）と相対的に少なく、また、在宅療養支援診療所が 1 箇所もない市町村があるなど資源の偏りも見られます。

人工呼吸や気管切開などの医療的ケアが必要となる医療的ケア児*等の訪問診療などに対応できる医療機関が少ないことも課題です。また、人工呼吸器等を使用している医療依存度の高い在宅療養者に対しては、災害を想定した備えを含めた支援が必要です。

これらのことから、在宅療養を希望する患者を日常的に支える医療体制の整備や、在宅医療を担う職種の増加、質の向上が重要です。

図表 2-1-3-13 医療的ケア児への対応可能施設数

	調査対象	対応可能機関数
在宅療養支援診療所	326	39
在宅療養支援病院	29	0
訪問看護事業所	242	81

資料：平成 26 年度小児等在宅医療連携拠点事業における調査（千葉県）

（在宅医療・介護の多職種連携）

在宅医療を必要とする方には、訪問診療を受ける患者だけではなく、病院・診療所の外来において通院による診療を受けながら必要に応じて訪問看護などのサービスを受ける患者も含まれます。外来での診療を通じて患者の生活を支援し、通院が困難になっても適切に往診*・訪問診療につなぐことが重要です。

患者の生活機能や家庭環境等に応じて、また、患者を身近で支える家族の負担軽減を図るためにも訪問診療、訪問歯科診療、訪問薬剤指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、介護など、在宅医療を担う多職種の協働を推進することが必要です。

その際には、高齢者の孤立化を防ぐ観点からも、在宅生活を支える介護・福祉分野の職種との連携も重要です。

● 急変時の対応

在宅医療よりも入院医療を希望する理由として、家族の負担への懸念や急変時の対応に関する患者の不安が挙げられています。（令和 2 年度在宅医療実態調査・千葉県）

在宅療養患者の急変時等に往診を実施している医療機関数は 620 箇所（平成 29 年）、実施件数（1 か月間）は 7,739 件で、平成 23 年の 5,649 件に比べて増加しています。また、在宅療養後方支援病院*として届出されている病院は 15 箇所（令和 3 年 4 月）、24 時間対応可能な訪問看護ステーションは 370 箇所（令和元年 10 月時点）となっています。

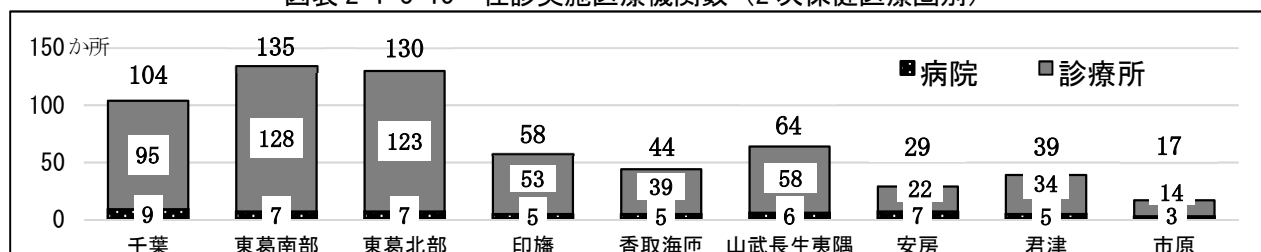
複数の医師や訪問看護師の連携などにより、24 時間対応の連携体制の構築や入院医療機関における円滑な受入れといった後方支援体制の構築が必要です。

図表 2-1-3-14 往診実施医療機関数・件数

	平成 23 年	平成 26 年	平成 29 年
往診実施診療所数	610	614	566
往診実施病院数	49	52	54
往診実施件数 (1 か月間)	合計 : 5,649 (内訳) 一般診療所 : 4,707 病 院 : 942	合計 : 6,256 (内訳) 一般診療所 : 5,623 病 院 : 633	合計 : 7,739 (内訳) 一般診療所 : 7,108 病 院 : 631

資料：医療施設調査（厚生労働省）

図表 2-1-3-15 往診実施医療機関数（2 次保健医療圏別）



資料：平成 29 年医療施設調査（厚生労働省）

f 在宅での看取りなど

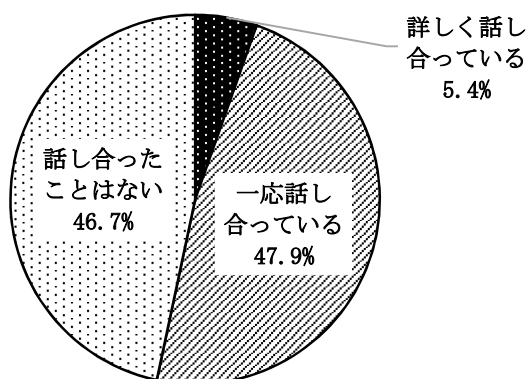
本県の在宅死亡率は、22.3%（令和元年度）で、全国平均の22.2%と同程度です。一方、医療機関で亡くなる方は7割を超えています。実際には、病状等に応じて療養場所の選択肢が限られてしまう場合もあり、一概には比較できませんが、県民の希望する長期療養の場所や最期を迎える場所と現状には、かい離がみられます。なお、上記の在宅死亡率算定の基礎となる「在宅死」には、いわゆる「孤立死」といった、誰にも看取られることなく亡くなった後に発見される死も含まれることに注意が必要です。

また、令和2年度に千葉県が行った「在宅医療実態調査」では、人生の最終段階における医療・療養について、「話し合ったことはない」と回答した方が46.7%でした。

このことから、在宅看取りのための医療提供体制の整備と併せて、県民ひとりひとりが、在宅医療の理解を深めるとともに、自身の医療について考え、家族や医療従事者等と話し合い、県民自身が望む場所で看取りができる環境づくりも重要な課題です。

図表 2-1-3-16 人生の最終段階における医療・療養についての話し合い状況

問 あなたは、人生の最終段階における医療・療養についてご家族などの身近な人や医療介護関係者と話し合ったことがありますか。



資料：令和2年度在宅医療実態調査（千葉県）

g 市町村等との連携

今後は、在宅医療を担う医療機関の拡充を促進するとともに、地域包括ケアの推進の観点も踏まえ、在宅での療養生活に欠かせない介護・福祉サービスを担う市町村や介護支援専門員（ケアマネジャー）との連携を強化しながら、地域の医療・介護資源や連携の状況などを踏まえて、在宅医療の提供体制の整備を進めていく必要があります。

(イ) 施策の具体的展開

a 退院支援

（医療・介護の多職種連携の促進）

- 患者、利用者の生活の視点に立って、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の場面に応じて切れ目ない医療・介護を提供するための多職種連携を促進します。
- 多職種連携を促進するために、入退院支援の仕組みづくりやICT*等の活用等の検討など、効果的・効率的な連携の支援に取り組みます。
- 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県介護支援専門員協議会などの医療・介護関係団体や行政を構成員とする千葉県在宅医療推進連絡協議会などを活用し、医療・介護の連携促進に取り組みます。

b 日常の療養支援

（在宅療養支援体制の確保）

- 訪問診療や往診を行い、在宅医療を支える診療所や病院の確保に取り組みます。
- 訪問診療の普及のためには訪問看護の充実が不可欠であることから、訪問看護ステーションの確保に取り組みます。また、24時間体制や安定的なサービス提供体制を確保するため、訪問看護ステーションの大規模化等を促進します。

- 病院や診療所が実施する訪問看護と地域の訪問看護ステーションとの連携を推進します。
- 患者が住み慣れた自宅や地域で安心して療養生活を送れるようにするために、かかりつけ医*を中心とした在宅医療提供体制の整備を関係機関と連携を図りながら促進します。
- 「千葉県地域医療総合支援センター」において、県医師会が行う在宅医療に関する県民への普及啓発などについて支援します。
- 人工呼吸器等を使用している医療依存度の高い在宅療養者に対し、市町村を始めとする関係機関と協力しながら、災害を想定した備え等について支援します。
- 訪問歯科診療に必要な設備を整備するとともに、「在宅歯科医療連携室」において、在宅歯科診療に関する県民への情報提供や相談などについて県歯科医師会と協働して取り組みます。
- 在宅医療における薬剤師・薬局の役割や機能を確立するために、県薬剤師会が行う市町村など関係機関との多職種連携強化について支援します。

(在宅医療を担う医師・歯科医師・薬剤師・訪問看護師等の増加、質の向上)

- 在宅医療を担う人材の増加に取り組みます。
- 訪問看護師の人材確保と定着促進のため、訪問看護師の育成や相談、普及啓発等の事業を県看護協会と協働して取り組みます。
- 在宅医療機関等が、がん患者や医療的ケア児等にも対応できるよう、医師、看護師等医療関係者の一層のスキルアップに取り組みます。
- 在宅歯科診療を担う医療従事者の研修に取り組みます。
- 在宅医療を担う薬剤師を確保するため、県薬剤師会が行う薬剤師による在宅患者への訪問薬剤管理指導の実地研修を支援します。

(市町村の在宅医療・介護連携の取組への支援)

- 医療と介護の広域的な連携を図るための場を地域の実情に応じて提供するほか、市町村職員等を対象とし、医療と介護の連携に関する相談に関する研修等を実施するなど、在宅医療・介護連携に取り組む市町村を支援します。

c. 急変時の対応

(在宅医療に対する医師等の負担の軽減)

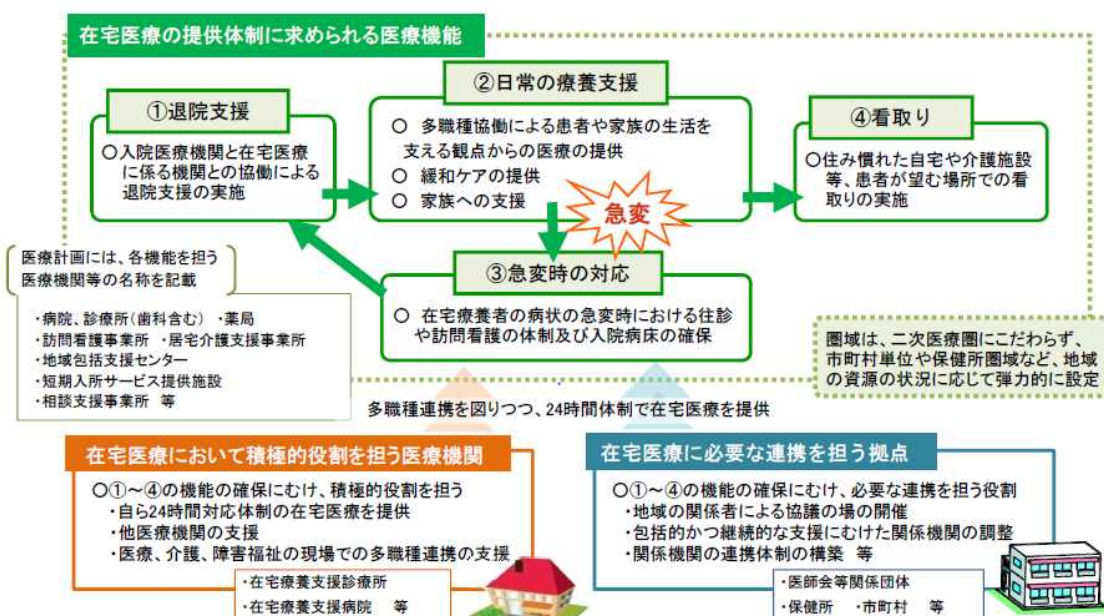
- 在宅医療の推進に当たり、医師が最も負担に感じる 24 時間体制の確保や急性増悪時等への対応などの在宅医療を担う医師の負担の軽減に向けた支援に取り組みます。

d 看取り

(患者が望む場所で看取りができる環境づくり)

- 県民に、人生の最終段階における生き方や本人が望む場所での看取りについて考えてもらえるよう、日常の療養支援体制の整備促進に取り組むとともに、医療・介護の関係機関と連携を図りながら啓発活動を行います。

図表 2-1-3-17 在宅医療の提供体制のイメージ



第4章 評価指標

「千葉県保健医療計画」における評価指標については、令和3年度末までに目標を設定している指標等について、令和5年度に向けた見直しを実施し、見直した指標について、以下とおり変更します。

参考に、見直し前の評価指標が記載されている箇所を「〇〇ページ」のように示しています。

第1章 質の高い保健医療提供体制の構築

第1節 循環型地域医療連携システムの構築

2 循環型地域医療連携システム（各論）

(1) がん（106～108 ページ）

（過程（プロセス））

指 標 名	現 状	目 標
がん検診受診率		
・ 胃がん（40～69 歳）	43. 1%	
・ 肺がん（ 〃 ）	51. 3%	
・ 大腸がん（ 〃 ）	45. 1%	
	（令和元年）	50%
がん検診受診率		（令和4年）
・ 乳がん（40～69 歳）	51. 9%	
・ 子宮頸がん（20～69 歳）	41. 8%	
	（令和元年）	

（成果（アウトカム））

指 標 名	現 状	目 標
住まいの場（自宅、老人ホーム等） での死亡の割合（悪性新生物）	16. 9%	増加
	（令和元年）	（令和5年）

(5) 精神疾患

ア 精神疾患（認知症を除く）（147～150 ページ）

（基盤（ストラクチャー））

指 標 名	現 状	目 標
グループホーム等の定員（グループホーム、生活ホーム、ふれあいホーム定員）	7,610 人	8,400 人
	（令和3年3月31日）	（令和5年度）

(過程 (プロセス))

指 標 名	現 状	目 標
地域移行・定着協力病院数	25 病院 (令和 3 年 3 月末)	27 病院 (令和 5 年度)

(成果 (アウトカム))

指 標 名	現 状	目 標
精神病床における入院後 3 か月時点の退院率	70% (平成 30 年 3 月末)	70% (令和 5 年度)
精神病床における入院後 6 か月時点の退院率	83% (平成 30 年 3 月末)	86% (令和 5 年度)
精神病床における入院後 1 年時点の退院率	89% (平成 30 年 3 月末)	92% (令和 5 年度)

イ 認知症 (162、163 ページ)

(基盤 (ストラクチャー))

指 標 名	現 状	目 標
認知症サポーター数	527,686 人 (累計) (令和 3 年 3 月 31 日)	580,000 人 (累計) (令和 5 年度)
認知症サポート医の養成人数	508 人 (累計) (令和 3 年 3 月 31 日)	650 人 (累計) (令和 5 年度)
かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者数	1,230 人 (累計) (令和 3 年 3 月 31 日)	1,500 人 (累計) (令和 5 年度)
病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修修了者数	3,811 人 (累計) (令和 3 年 3 月 31 日)	4,700 人 (累計) (令和 5 年度)
歯科医師認知症対応力向上研修修了者数	932 人 (累計) (令和 3 年 3 月 31 日)	1,300 人 (累計) (令和 5 年度)
薬剤師認知症対応力向上研修修了者数	1,425 人 (累計) (令和 3 年 3 月 31 日)	1,900 人 (累計) (令和 5 年度)
看護職員認知症対応力向上研修修了者数	244 人 (累計) (令和 3 年 3 月 31 日)	755 人 (累計) (令和 5 年度)
認知症介護実践研修受講者数 (千葉市を除く。)	5,032 人 (累計) (令和 2 年度)	5,632 人 (累計) (令和 5 年度)

(過程 (プロセス))

指 標 名	現 状	目 標
「千葉県オレンジ連携シート」の使用枚数	947 枚 (令和元年度)	1,100 枚 (令和 5 年度)

(成果 (アウトカム))

指 標 名	現 状	目 標
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）利用者実績（地域密着型サービスの利用状況）	6,965 人／月 (令和元年度)	8,224 人／月 (令和 5 年度)
特別養護老人ホーム利用者実績（施設サービス利用状況）	24,033 人／月 (令和元年度)	30,721 人／月 (令和 5 年度)
認知症対応型通所介護利用実績（地域密着型サービス利用状況）	13,501 回／月 (令和元年度)	16,378 回／月 (令和 5 年度)

第 3 節 在宅医療の推進 (232 ページ)

(基盤 (ストラクチャー))

指 標 名	現 状	目 標
入退院支援を実施している診療所数・病院数	139 箇所 (令和 2 年)	164 箇所 (令和 5 年)
在宅患者訪問診療実施診療所数・病院数	772 箇所（千葉県） (令和 2 年)	864 箇所（千葉県） (令和 5 年)
(内 訳)		
千葉保健医療圏	119 箇所	136 箇所
東葛南部保健医療圏	198 箇所	226 箇所
東葛北部保健医療圏	171 箇所	184 箇所
印旛保健医療圏	63 箇所	71 箇所
香取海匝保健医療圏	44 箇所	52 箇所
山武長生夷隅保健医療圏	72 箇所	79 箇所
安房保健医療圏	33 箇所	39 箇所
君津保健医療圏	43 箇所	43 箇所
市原保健医療圏	29 箇所	34 箇所
在宅患者訪問診療（居宅）実施歯科診療所数	348 箇所 (平成 29 年 10 月)	460 箇所 (令和 5 年)
在宅患者訪問薬剤管理指導料届出薬局数	2,031 箇所 (令和 3 年 4 月)	2,174 箇所 (令和 5 年)
訪問看護ステーション数	388 箇所（千葉県） (令和元年 10 月)	530 箇所（千葉県） (令和 5 年)
(内 訳)		
千葉保健医療圏	72 箇所	119 箇所
東葛南部保健医療圏	91 箇所	153 箇所
東葛北部保健医療圏	91 箇所	97 箇所
印旛保健医療圏	35 箇所	49 箇所
香取海匝保健医療圏	22 箇所	22 箇所

	山武長生夷隅保健医療圏	23 箇所	36 箇所
	安房保健医療圏	16 箇所	16 箇所
	君津保健医療圏	21 箇所	21 箇所
	市原保健医療圏	17 箇所	17 箇所
	往診を実施している診療所・病院	1,001 箇所 (令和 2 年)	1,113 箇所 (令和 5 年)
	在宅療養後方支援病院数	15 箇所 (令和 3 年 4 月)	16 箇所 (令和 5 年)
	機能強化型訪問看護ステーション	29 箇所 (令和 3 年 4 月)	34 箇所 (令和 5 年)
	在宅看取り（ターミナルケア）実施 診療所・病院数※	615 箇所 (令和 2 年)	615 箇所 (令和 5 年)
	訪問口腔衛生指導を実施している 診療所・病院数	172 箇所 (平成 29 年 10 月)	254 箇所 (令和 5 年)

※在宅ターミナルケア加算、看取り加算、死亡診断加算を算定した診療所・病院数

(過程 (プロセス))

指 標 名	現 状	目 標
在宅患者訪問診療件数	743,423 件 (令和 2 年)	960,752 件 (令和 5 年)
訪問看護ステーションの利用者数	27,781 人/月 (令和元年 9 月)	39,395 人/月 (令和 5 年)
在宅での看取り数※	6,326 件 (令和 2 年)	5,010 件 (令和 5 年)

※看取り加算、死亡診断加算の算定件数

(成果 (アウトカム))

指 標 名	現 状	目 標
介護が必要になっても自宅や地域 で暮らし続けられると <u>感じる</u> 県民 の割合	37. 3% (令和 2 年度)	50. 0% (令和 5 年度)

第 4 節 各種疾病対策の推進

1 結核対策 (234 ページ)

指 標 名	現 状	目 標
結核罹患率（人口 10 万対）	11. 1 (令和元年)	10. 0 以下 (令和 5 年)
接触者健診受診率	93. 1% (令和元年)	98. 0%以上 (令和 5 年)

結核病床保有病院（モデル病床を含む）の確保	9 医療圏 (令和 2 年)	9 医療圏 (令和 5 年)
-----------------------	-------------------	-------------------

4 肝炎対策（245 ページ）

指 標 名	現 状	目 標
肝炎ウイルス検査件数 (B 型・C 型)	5,491 件 (令和元年度)	20,000 件 (令和 5 年度までに)

11 高齢化に伴い増加する疾患等対策（272 ページ）

(過程 (プロセス))

指 標 名	現 状	目 標
介護予防に資する住民運営による 通いの場への <u>高齢者の参加率</u>	<u>3%</u> (令和元年度)	6% (令和 5 年度)

(成果 (アウトカム))

指 標 名	現 状	目 標
高齢者 (60 歳以上) の社会参加の 促進 (就業または何らかの地域活 動をしている高齢者の割合の増 加)	男性 70. 7% 女性 64. 3% (令和元年度)	男性 80. 0% 女性 80. 0% (令和 5 年度)

第 3 章 保健・医療・福祉の連携確保

第 1 節 母子・高齢者・障害者分野における施策の推進

1 母子保健医療福祉対策（301 ページ）

指 標 名	現 状	目 標
1 歳 6 か月児 <u>健診</u> 未受診者の状況把握	90. 9% (令和元年度)	100% (令和 5 年度)
3 歳児 <u>健診</u> 未受診者の状況把握	<u>87. 0%</u> (令和元年度)	100% (令和 5 年度)

2 高齢者保健医療福祉対策（303 ページ）

指 標 名	現 状	目 標
地域包括支援センター職員等に係 る研修会参加者数 (新任者研修、現 任者研修)	358 人／年 (令和 2 年度)	320 人／年 (令和 5 年度)

第 4 章 安全と生活を守る環境づくり

第 2 節 医療安全対策等の推進

1 医薬品等の安全確保（327 ページ）

指 標 名	現 状	目 標
後発医薬品割合（数量ベース）	82. 5% (令和 2 年度)	80. 0% (令和 5 年度)

第 3 節 快適な生活環境づくり

1 食品の安全確保（339 ページ）

指 標 名	現 状	目 標
食品検査件数	1, 167 件／年 (令和 2 年度)	2, 700 件／年 (令和 5 年度)

参 考 用語解説

【い】

医療的ケア児

N I C U等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害のある子どものことを言います。

【え】

嚥下（えんげ）障害

脳血管疾患や老化等の様々な原因によって、「食べ物を食べる・飲み込む」機能が低下して起こる障害のことです。むせ、誤嚥、窒息等があります。

【お】

往診

通院できない患者の要請を受けて、医師がその都度診療を行うことです。

【か】

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する者として介護支援専門員証の交付を受けた者をいい、要介護者等からの相談に応じ、その心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるようケアプランの作成や市町村、サービス事業者等との連絡調整等を行います。ケアマネジャー、略してケアマネとも言われます。

介護老人保健施設

病状安定期にあり入院治療する必要はないものの、リハビリ、看護・介護を必要とする要介護者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練その他日常生活上の世話等のサービスの提供を行う施設です。

かかりつけ医

患者の側からみた「主治医」のことであり、日頃から患者の体質、病歴や健康状態を把握し、診療のほかに健康管理上のアドバイスなどしてくれる身近な医師のことをいいます。患者にとって医療への最初の接点であり、病状に応じて適切な専門医を紹介するなど医療機能の紹介・振り分けを行います。入院患者が自宅等の住まいの場へ復帰した後の通院治療や在宅医療についても担います。また、予防医学の点からも重要な役割を果たします。

【き】

機能強化型訪問看護ステーション

常勤看護師の人数を多く確保し、ターミナルケア、重症児の受入れなどの対応を充実させた訪問看護ステーションのことです。

【さ】

在宅患者訪問薬剤管理指導料届出薬局

調剤報酬の項目の一つである「在宅患者訪問薬剤管理指導（料）」を算定することを地方厚生局に届け出ている薬局のことです。通院が困難で、かつ在宅療養を行っている患者に対して、薬剤師による薬学的管理指導計画の策定や、それに基づく薬学的管理・指導を行うことができます。

在宅療養後方支援病院

在宅療養支援診療所等と連携し、あらかじめ届け出た入院希望患者に緊急入院の必要が生じた場合に入院できる病棟を常に確保している病院のことです。

在宅療養支援歯科診療所

在宅又は社会福祉施設等における療養を、後方支援の機能を有する医療機関と連携して歯科医療面から支援する歯科診療所のことです。

在宅療養支援診療所

地域における患者の在宅療養について、主体となる責任を有する診療所であり、患者からの連絡を一元的に受けるほか、患者の診療情報を集約するなどの機能を有しています。24 時間体制で往診や訪問看護を実施します。

在宅療養支援病院

許可病床 200 床未満、または半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しない 200 床以上の病院であり、在宅療養支援診療所同様 24 時間体制で往診や訪問看護を実施する病院のことです。

【せ】

摂食嚥下障害（せっしょくえんげしょうがい）

脳血管疾患や老化等の様々な原因によって、「食べ物を食べる・飲み込む」機能が低下して起こる障害のことです。むせ、誤嚥、窒息等があります。

【ひ】

病床機能報告

一般・療養病床を有する医療機関が、病床において担っている医療機能を、病棟単位で高度急性期、急性期、回復期、慢性期の 4 区分から選択し、都道府県に報告する制度で、現状と併せて 2025 年の予定についても報告します。また、具体的な医療の内容に関する項目や構造設備・人員配置等に関する項目についても報告する

こととされており、都道府県は、報告された事項を公表しなければならないこととされています。

千葉県においては、千葉県ホームページ上で報告された情報を公開しています。

【ほ】**訪問診療**

医師が患者の家庭などを定期的に訪問して行う診療のことです。

訪問看護ステーション

病気や障害を持った人が住み慣れた地域や家庭で療養生活を送れるように、看護師等が生活の場に訪問し、療養上の世話又は必要な診療の補助を提供するサービス機関です。

訪問歯科診療

患者の家庭などを定期的に訪問して行う歯科診療のことです。

訪問薬剤管理指導対応薬局

在宅医療に関する診療報酬の算定項目の一つである「在宅患者訪問薬剤管理指導」と、介護報酬の算定項目の一つである「居宅療養管理指導」の少なくとも一方に対応している薬局のことです。

【い】**I C T**

Information and Communication Technology の略です。情報通信技術。情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称です。